

企業法務

第3回：民事訴訟法編

職業能力開発総合大学校 能力開発研究センター 開発研究部調査研究室 桜井 博行

1. 企業法務第3回目の概要と法律学概論

企業法務第3回目は、民事訴訟法につき文書管理を中心に述べることにする。

法律は、人が近代市民社会における社会生活関係において従うべきルール（規範＝準則）を定めたものであり、その名宛人は不特定多数人である。

近代市民社会は、人は生まれながらに自由・平等・独立の主体者たる地位を有し、それを前提に社会において、人は全く自由な意思に基づいて、自己の生活関係を形成できることが、封建社会との相違である。この相違なり変遷を、法律（学）では「身分から契約へ」といわれることが多い。

法律は、行為規範であると同時に、裁判規範でもある。

ここで、行為規範とは、人（自然人・法人）の行為を直接規律する規範をいい、物事の善悪是非を判断する基準となる。

また、裁判規範とは、行為規範が守られなくて（判断に相違がある場合等を含む）、紛争がおきた場合、これを解決するために、裁判官が裁判に際して従うべき規範をいう。

ところで、法律はその存在意義、役割、規律・適用対象等によってさまざまに分類され得るが、今回民事訴訟法を取り上げることから、実体法と手続法との関係について触れてから本題に入ることにする。

実体法とは、権利の実体、法律行為の種類、変動、効果等権利・義務の内容、すなわち、日常生活の法律関係そのものを規定する法律をいう。具体的には、

民法、商法、刑法等がこれに分類される法律である。

他方、手続法とは、権利・義務の実体、すなわち、実質的内容を実現するための手続・方法を規定する法律をいう。具体的には、民事訴訟法、刑事訴訟法等がこれに分類される法律である。

法律とのなじみの薄い方のために、実体法と手続法の関係、役割について例をあげて説明しておこう。

「Yは、Xより金100万円を借りた。Xの再三の返済（弁済）請求にもかかわらず履行されない状態にある（返済期限は過ぎている）」とき、実体法上は、民法587条（「消費貸借八当事者ノ一方力種類、品等及ヒ数量ノ同シキ物ヲ以テ返還ヲ為スコトヲ約シテ相手方ヨリ金銭其他ノ物ヲ受取ルニ因リテ其効力ヲ生ス」）によって当該消費貸借は有効に成立し、412条（債務ノ履行ニ付キ確定期限アルトキハ債務者ハ其期限ノ到来シタル時ヨリ遅滞ノ責ニ任ス 債務ノ履行ニ付キ不確定期限アルトキハ債務者ハ其期限ノ到来シタルコトヲ知リタル時ヨリ遅滞ノ責ニ任ス 債務ノ履行ニ付キ期限ヲ定メサリシトキハ債務者ハ履行ノ請求ヲ受ケタル時ヨリ遅滞ノ責ニ任ス）によりXは債権者として債務者たるYに対し権利行使できることになる。併せて、415条（債務者カ其債務ノ本旨ニ従ヒタル履行ヲ為ササルトキハ債権者ハ其損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得債務者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リテ履行ヲ為スコト能ハサルニ至リタルトキ亦同シ）によって、Yの債務不履行によって損害が発生している場合はこれの請求も可能である。これらはすでに述べたように、実体法である民法が定める権利・義務の内容である。Xにと

って、実体法たる民法が定める内容はYの履行がなされてこそ意義あるものとなる。

だからといって法治国家において、XによるYからの金員の取得を、力づくで実現することは許されない。私人の自力救済は禁止されており、これの代償として私人の権利の実現を国家の手で保護するために訴訟制度（民事）が設けられている。かかる訴訟制度のルールを定めたのが手続法たる民事訴訟法である。

重複するが、実体法と手続法との関係を要約すれば、前者は権利・義務の内容（実体）を規律する法律であり、後者は権利・義務の実体、すなわち実質的内容を実現するための手続・方法を規定する法律ということになる。

2．民事訴訟法とは

私人間の紛争を解決（処理）する方法には種々のものがあり、民事訴訟制度はその中の1つである。

民事訴訟制度は、裁判所の公権的判断によって紛争を解決するものである。

したがって民事訴訟法は、その公権的判断の手続を規律する法律ということができる。

民事訴訟法はまた、紛争当事者の一方が裁判所に訴えを提起し裁判所の判決を求め、審理の結果下された判決に両当事者を拘束することによって、権利保護を与え法的争訟を解決する制度を規律する法律、すなわち私法上の権利の保護と実現に資するための手続法ということもできる。

わが国の民事訴訟法は、明治23年に成立し、翌24年から施行されているが、平成8年に全面改正され、同10年1月1日より施行されている。

平成8年の全面改正により、現行民事訴訟法は、形式的には改正前法とは別の法律であるとされる（実際は、その多くが改正前法の内容と同じであるが）。

ビジネスにおける紛争はもちろん、一般私人間、さらには私人と行政間との紛争等およそほとんどといってよい民事紛争を裁判で解決しようとする場合は、この民事訴訟法の世話にならざるを得ないのである。

したがって、「ビジネス法務講座」においても民事訴訟法は必須の法律ということになる。

3．民事訴訟法改正（新民訴訟法）の概要

旧民事訴訟法下における問題点として、わかりにくさ、時間のかかりすぎ、費用のかかりすぎ、が指摘されていた。

それ故、現行法は上記の改善に主眼をおいた法律ということができる。以下、現行法の特徴と思われる点の概要を列挙する。

第一は、争点および証拠の整理手続（通常、争点整理手続と呼ばれる）の整備であり、準備的口頭弁論（164条以下）、弁論的準備手続（168条以下）、書面による準備手続（175条以下）がこれに含まれる。

訴訟提起がなされ、被告が権利・法律関係、事実関係を争う（裁判所への出頭も要件となるが）場合、当該訴訟は争点（裁判所が判断をする必要のある事項）について、どの範囲で主張、立証が行われるかを明確にするための手続へ進む。この明確にするための手続が争点および証拠の整理手続である。

第二は、証拠収集手続の拡充である。ここで証拠収集手続とされるのは、文書提出命令の対象となる文書の範囲と文書特定のための手続である。

注目すべきは、文書提出命令の申立をする場合で、当該申立の対象となる文書の表示・趣旨を明らかにすることが著しく困難な場合は、文書の所持者がその申立に係る文書を識別することができる事項を明らかにすれば足りることになった点（222条1項）と、インカメラ手続、すなわち、文書提出命令に従わなくてもよい文書か否か（除外事由該当性）の判断のために、裁判所がその文書の所持者に当該文書の提示をさせることができ、これを裁判官だけが閲読し、文書提出命令除外該当性を判断する手続の採用、であろう。

第三は、少額訴訟手続の特則の創設である。簡易裁判所において、目的価額が30万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えが少額訴訟の審理に適するものと定められている。具体的には、原告が訴えの提起の際にする申述をもって、この少額訴訟に

よる審理と裁判を求めることになる。

なお、今回の改正では、368条から381条に全く新規に少額訴訟に関する特則についての規定が新設（第6編）されている。同一の簡易裁判所において利用でき得る回数（最高裁判所規則による）、反訴の禁止、一期日審理の原則、証拠調べの制限等が、具体的内容である。

第四は、最高裁判所への上訴手続の整備である。その主たる内容は上告の許容範囲が改正前法に比べ狭くなったことである。裁判に時間がかかりすぎるとの指摘に応えての改正である。

4. 新民事訴訟下での文書管理

「民事訴訟法改正（新民訴法）の概要」の第二で述べたように、現行法では文書の提出命令につき、原則提出しなければならないものとし、一定のものについてはこの対象としないとの規定にした。すなわち220条四号イ～ハに該当する文書以外は提出を拒むことができないこととなった。この内容は改正前法における文書の扱いの原則を一転させたものであり、企業法務における文書管理の重要性が否応なしに高まった。

これに関連し、長谷川俊明著「新民訴法・文書管理の要点」は、新民事訴訟法の下での文書管理15則として必要事項を要約している。以下、これを提示し簡単なコメントを付したい。

新民事訴訟法の下での文書管理15則は、「社内用のメモでも裁判所に提出されるつもりで作成する。報告文書などでは、事実と意見をはっきり区別する。事実の推認をしない。文書欄外のハシリ書きなどにも注意する。営業秘密が記載された文書は、適切な管理をする（保管方法、秘密保持条項、「極秘」印など）。自己使用文書（内部文書）とそうでない文書を作成、保存のうえで区別する（宛先、作成名義、「社外秘」印など）。電子データを収めたフロッピーやディスクは原告や捜査当局にとっては宝の山と心得る。弁護士などの秘匿特権の利用を考える。裁判になったら証拠になり得る書類をそろえ早目に提出できるようにする。官公庁に「任意提出」した文書も裁判の場に出るものと考え

ておく。文書管理マニュアルを作成し、これに従った文書の作成、保存、廃棄を行う。特に電子的文書の保存・管理マニュアルは必要。コピーを配付するのは最小限の人間にとどめる。消費者や株主に誤解される用語や誇張された表現をしない。発覚したことについては、誠実にかつすばやく対応する。（事実の隠蔽は取りかえしのつかないダメージをもたらし得る。）事後対応の記録は必ず作成する。ただ、不祥事発覚後に作成する報告書の内容に注意しないと、新たな不利な証拠となりかねない。

文書の保存は、起こされ得る訴訟に対応して行う。（株主代表訴訟で証拠になり得る文書などは10年間の保存が必要。）

は、メモということで気を緩めてはいけないということである。社内用ということ、もっぱら文書の所有者の利用に供する文書（私文書）とされない可能性があるとともに、文書提出命令の申立に対し結果的に提出に至らなくても、223条3項のインカメラ手続によって、不利な心証を形成することになりかねないからである。

は、推認にかかる事項が当該係争においては自己に不利な内容となる場合があることを考慮せよ、ということである。すなわち、意見であっても事実として相手の攻撃を受ける可能性となり得る文書にはするな、との警告である。

は、欄外であろうが当該紙面に記載されている以上、その記載内容に基づく追及の可能性はあり得ると考えるべきことを指摘している。欄外だから本文とは関係ないとの主張は可能であるが、場合によってはこれも含めて判断される余地があるからだ。

の場合と同様、不用意なことはするな、との警告である。

は、内部的には営業秘密文書の扱いに対する意識の高揚と徹底を意図したものである。また、不正競争防止法にいう「営業秘密（2条4項）」についての責任追及をするには、当該営業秘密が秘密として管理されていることが要件となっていることも文書管理上重要である。事業活動に有用な技術または営業上の情報は、これが秘密として管理され、かつ、公知になっていない限り、営業秘密として不正競争

防止法上の保護，すなわち侵害の差止と損害賠償請求が認められるからである（3条，4条）。

あえて繰り返す必要もないであろうが，営業秘密が記載された文書は，極秘印等によって通常の文書とは区別をするとともに，関係者以外の目につくところに置くようなことは，厳に慎まなければならない。

は，220条4号への該当性の明確化，すなわち提出命令を受ける文書に該当するものとの区別を普段から行い，まずもって文書提出命令の申立を受けないようにすべきとの指摘である。

当然のことながら，これによって既述のインカメラ手続の可能性も期待できよう。

は，電子データ媒体が争訟の相手方に渡った場合のリスクは一義的ではないことを想定すべきであることを指摘している。すなわち電子データは現在のデータのみならず，過去の経緯までも記録されている可能性があることに対する警告である。パソコンの廃棄等に際し，顧客データ，営業秘密等が残存する状態で外部に出されることへの警告を関係誌で見かけるが，全く同様の注意が必要とされる。

なお，電子データの証拠能力は認められるが，その証明力には問題がある。削除，改ざん，追加等が容易だからである。後でのトラブルに備え，重要なものは出力したものを公正証書にしておくこと等を検討すべきであろう。

は，作成される文書を197条1項2号に該当させることにより，アメリカの民事訴訟法上の制度であるディスカバリーに由来する弁護士秘匿特権の活用を検討を促すものである。

ここでディスカバリーとは，正式審理（トライアルという）が短期間（1～2週間）のうちに審理を行う集中審理方式をとることに伴う当事者一方からの不意の重大な材料の提出，すなわち不意打ちを防止するための手続をいう。この機能としては，前記不意打ち防止のほかに，証拠収集機能と証言凍結機能もある。前者は，訴訟の一方の当事者からの要求により，相手方がその者の支配下において当該訴訟の争点に関係する事実および証拠を示し，証拠につき閲覧をさせる義務を負う機能をいい，後者は，

トライアルで証言の覆しを防止するためにいったんなした証言を凍結する機能である。

ディスカバリーは，主に質問状，証言録取，証拠書類提出要求，および自認要請，よりなる。

ところで，220条4号は，「前3号に掲げる場合のほか，文書（公務員又は公務員であった者がその職務に関し保管し，又は所持する文書を除く。）が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。」は提出を拒むことができないとし，口で「第197条第1項第2号に規定する事実又は同項第3号に規定する事項で，黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書」としている。そして第197条は，「次に掲げる場合には，証人は，証言を拒むことができる。一 第191条第1項の場合 二 医師，歯科医師，薬剤師，医薬品販売業者，助産婦，弁護士（外国法事務弁調士を含む。），弁理士，弁護人，公証人，宗教，祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合 三 技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合 2 前項の規定は，証人が黙秘の義務を免除された場合には，適用しない。」とし，1項2号に弁護士があることから，依頼者と弁護士との打ち合わせの記録等は，弁護士の職務上の秘密を記載した文書ということで提出を拒める文書と解することが可能である。したがって はこれを利用せんとするものである。

は，現行法が既述のように時間のかかりすぎを是正すべく改正された点である。第182条は「証人及び当事者本人の尋問は，できる限り，争点及び証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。」とし，集中審理を原則とした。同様に，証人および当事者本人の尋問の申出も民事訴訟法規則第100条が「証人及び当事者本人の尋問の申出は，できる限り，一括してしなければならない。」とし，集中化が図られている。したがって，裁判になったら証拠になり得る書類をそろえ早目に提出できるようにしておくことは現行法上必須の事項となったのである。

は，現行民事訴訟法が直接かかる効果を与える

ものではない。情報公開法に基づく効果にも留意する必要があることの指摘である。

つまり、情報公開法により、官公庁に「任意提出」した文書も裁判の場に出ることがあり得る、というより、大いにあると考えなければならない。まさに「壁に耳あり、障子に目あり」の状況になったのである。

は、文書管理マニュアルの作成と、これに従った文書の作成、保存、廃棄が必要であるとするものである。作成の要不要、そして作成文書の種類とこれに対応した保存期間に応じた保存、廃棄が機能してその役目を全うすることになるからである。

は、コピーの配付についての留意事項である。何もコピーについてだけ妥当するというものではなく、多くの場合に言えることである。最小限ということで、遺漏のリスクが軽減され、さらには回収をするにしても少ない方が対応しやすいことは当然である。

また、省資源、エコロジーの観点からも望ましい（本稿の趣旨とは直接関係ないが）。

は、消費者や株主に誤解される用語や誇張された表現はすべきでないとの指摘である。PL訴訟や株主代表訴訟等の可能性を軽減させ、かつ、訴訟に至っても不利な証拠にならないようにするためである。

は、発覚したことについては、誠実にかつすばやく対応すべきを指摘する（事実の隠蔽は取りかえしのつかないダメージをもたらし得る）。この点については昨年の某乳業の事件を思い出してもらえば理解は容易であると思われるのでこれ以上のコメントはしない。

は、事後対応の記録は必ず作成すべしとの指摘である。当然のことながら、不祥事発覚後に作成する報告書の内容に注意しないと、新たな不利な証拠となりかねないとの指摘も真摯に受け止めるべきである。

は、文書の保存は、起こされうる訴訟に対応して行う必要があることを指摘する。と重複する内容なのでそちらも参照してほしい。

株主代表訴訟で証拠になりうる文書などは10年

間の保存が必要であることはすでに述べた。根拠は、民法167条の「債権八十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス 債権又ハ所有権ニ非サル財産権八二十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス」の第1項である。

すなわち、取締役の会社に対する責任の消滅時効は10年とされているのである。

5. 株主代表訴訟について

最後に前回の商法編で触れることができなかった株主代表訴訟について述べておきたい。

株主代表訴訟とは、本来取締役や監査役が会社に対し損害賠償義務等の責任があるにもかかわらず会社が当該責任を追及しない場合、株主が会社に代わって行う責任追及のための訴訟をいう。当該訴訟を提起できる者は、6ヵ月間継続して一株以上の株式を保有する者である（商267条1項）。なお、米国商法とは異なり、取締役等の不正行為時に株主であることは要件となっていない。したがって不正行為が行われたことを知って株主になった者も上記要件を満たせば提訴権者となり得る。

この提訴に際しては、前もって会社に対し取締役に訴えを起こすことを請求する必要があるが、会社がこれを受領後30日以内に訴えを提起しない場合に当該株主の株主代表訴訟の提起権が発生する（同2項）。

取締役が責めを負わなければならない事項が266条1項に規定されている。違法配当の場合の違法配当額、利益供与禁止違反の場合の供与した利益の額、他の取締役に金銭を貸し付けた場合に弁済のない額、会社と取締役との利益相反行為による損害額、法令または定款に違反する行為によって会社が被った損害額、がこれに該当する。

参考文献（本文中に引用のもの以外）

- 1) 住吉博編：『新民事訴訟法の概要と新旧対照条文』、法学書院。
- 2) 吉村、谷口、谷口編：『講義民事訴訟法』、青林書院。
- 3) 第一東京弁護士会新進会：『不正競争防止法の実務と対策』、日本実業出版社。